

## 令和7年度 第1回いじめ問題対策連絡協議会議事録（要旨）

日 時 令和7年11月25日（火）14：00～15：30

### 参加者

＜いじめ問題対策連絡協議会委員＞

所属先	委員
福井地方法務局敦賀支局	堀 成樹
福井県敦賀警察署生活安全課	谷出 尚子
福井県嶺南振興局敦賀児童相談所相談判定課	川崎 幸宏
敦賀市役所子育て政策課	江戸 宏和
敦賀市小中学校長会	小島 義和、山岸 美穂
敦賀市教育委員会学校教育課	長谷川 大紀、清水 功二

### 1 開会

#### 【事務局】

開催にあたり、敦賀市教育委員会教育長 花木 秀実がご挨拶申し上げます。

#### 【教育長】

本日は大変お忙しい中、「敦賀市いじめ問題対策連絡協議会」の初会合にお集まりくださり、誠にありがとうございます。皆様には、日頃から、本市の子どもたちの健やかな成長のため、それぞれの専門的な立場でご尽力を賜っておりますこと、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

いじめは、いじめを受けた者の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の成長や人格の形成に深刻な影響を及ぼします。時にはその尊い命をも脅かす重大な人権侵害です。私たちは、この行為を絶対に許してはなりません。

一方で、いじめはいつ、どこでも起こりうるものであり、早期発見と初期対応が極めて重要です。

本市ではこれまで、学校を中心として、家庭や地域のご協力をいただきながら、いじめの防止、早期発見、そして適切な対処に努めてまいりました。

しかしながら、本市におきまして、令和5年3月にいじめの重大事態が発生し、苦しむお子さんを生じさせてしまった経緯がございます。

市教育委員会および当該校をはじめとする市内各学校では、この事態を重く受け止め、二度といじめにより辛い思いをする子どもを生まないよう、これまでの取組を改善強化してきました。本日の、「いじめ問題対策連絡協議会」

の設置もそのアクションの一つです。

現代におけるいじめ問題は、インターネットの普及や社会環境の変化に伴い、ますます複雑化しており、学校だけで対応するには限界との声もあります。司法や福祉など、多様な専門的知見を結集し、連携体制を一層強化していくことが不可欠となっています。本日、お集まりいただいた皆様の知見・見識やご経験を提供いただき、地域社会全体の力で子どもを守っていければと考えています。

皆様からの忌憚のないご意見、ご提言をいただき、本市の実情に応じた、より実効性のあるいじめ対策を構築していきたいと思いますので、お力添えをお願いいたします。

結びに、本日の協議が、本市の子どもたちの安全と安心を守り、未来を担う彼らの成長を支えるための有意義な一歩となることを願い、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

#### 【事務局】

本協議会は、いじめ防止対策推進法第14条第1項に基づき、令和7年6月敦賀市議会において、「いじめ問題対策連絡協議会等設置条例」を制定し、本市におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るために設置されたものです。

本協議会は、同条例第6条3項により、「公開」となりますので、本日は報道関係の方が同席されています。また、本日の議事録につきましても、後日、市のHPへの掲載を検討していますので、ご了承ください。

## 2 委員委嘱

#### 【事務局】

各所属長様から委員としてご推薦いただきました。令和7年度の委員として委嘱いたします。

## 3 連絡協議会

### (1)委員自己紹介

### (2)会長選出

#### 【事務局】

立候補がありましたら、挙手にてお知らせください。立候補がありませんでしたので、今年度は事務局より、敦賀市教育委員会学校教育課長を会長として指名します。ご異議はございませんか。

(異議なし)

ここからは、会長に議事進行をお願いします。

### (3)報告

#### ①敦賀市における「いじめの認知」の状況について

【学教課】 (別紙のとおり)

#### ②各関係機関および団体のいじめ問題への取組について

【法務局】

「啓発活動」として、学校からの要請に応じて人権擁護委員による「人権教室」を毎年実施しています。

「人権相談」として、相談窓口を開設するとともに、全小中学生を対象として「子どもの人権 SOS ミニレター」を配付し、子どもの悩みごとを把握することに努めています。

「人権侵犯事案としての調査」として、いじめの被害児童生徒や保護者からの申告などに基づき、人権侵害の疑いがある事案の調査を行い、適切な措置を講じることもあります。

近年、いじめの相談内容は少なくなってきており、学校がきちんと対応しているものと捉えています。

【警察署】

各小中学校で非行防止を目的とした「ひまわり教室」の実施や、新入生保護者説明会で、現代の子どもが置かれている現状について講演するなどして、子どもを犯罪の加害者にも被害者にもさせないための取組を行っています。

保護者からの相談を受け付けることもあります。その際は、関係機関や学校と連携して対応に当たっています。

【児相】

いじめの被害を受けた子どもやその保護者への支援を行うことがあります。

また、大きな怪我を負わせる事案や、性的事案などの重大な被害が生じる場合には、加害者を一時保護し、事案の背景に不適切な養育環境がなかったなどを調査することもあります。

【子育課】

子どもや家庭に関する相談窓口を開設しており、いじめに関する相談を受けることがあります。

子育て政策課は、「要保護児童対策地域協議会」を組織しており、いじめに限らず問題が発生した場合には、速やかに関係機関と連携して対応できるように努めています。

## 【中学校長】

### 1 いじめ問題に対する共通認識

まず、敦賀市中学校では、「いじめ」とは、身近な相手の行いで、心や体がつらいと感じていることと定義し、それは誤解や勘違いである場合も含まれるという認識も共通理解し、「いじめはどの学校でも起こり得る」という前提に立って取組を進めています。

そのうえで、“気づく力・思いやる力・つながる力”の強化を柱として、「みんなが幸せを実感できる学校・仲間集団の実現」を目標に、全校が連携して取り組んでいます。

### 2 各学校での主な取組

#### ①組織的な情報共有

主任会、企画委員会、職員会議等で定期的に情報交換を行い、月1回の「学校いじめ対策委員会」で状況を確認します。緊急時には即日対応できる体制を整え、学年・生徒指導・養護教諭等との連携を強化しています。

#### ②啓発活動・授業での学び

全校生徒が参加する人権集会では、人権標語を作成・掲示し、クラス代表作品を全校に紹介する等、各校で工夫した取組を行なっています。

12月の人権週間には、全学年で人権に関する道徳授業を実施したり、廊下などに啓発ポスターを掲示したりする学校もあります。

また、市の人権教育推進委員による人権授業をはじめ、弁護士による「いじめ防止授業」や「普通って何?」をテーマにした講話など、多様なゲストティーチャーによる学びを取り入れている学校が多く、生徒たちの気づきと理解を深めています。

#### ③日常での“気づき”と“対話”的重視

各校独自の毎日の心の天気チェックや、定期的な「心のアンケート」、教育相談週間の全員面談を通して、いじめの早期発見に努めています。

また、異学年グループで「聴き合う力」を育てつつ、ソーシャルスキルやポジティブシンキングの力を培う活動に取り組んでいる学校もあります。

#### ④学校長によるメッセージ

年度初めや式典等を通して「いじめは許されない」「傍観者にならない」「学校は勇気を出して知らせた人を守る」という姿勢を明確に伝えています。

HP等でも発信し、保護者と学校との考え方の共有を図っています。

#### ⑤生徒会を中心とした主体的な取組

あいさつ運動をはじめ、明るい学校を目指した生徒による主体的な取組を通して「認め合う雰囲気」を広げ、学校のルールを生徒自身が考えていくなど、「自分たちの学校は自分たちでつくる」という自治の力を大切にしています。

ます。

#### ⑥校種間交流

小学校との合同行事や小学校の縦割り活動への中学生の参加など、校種を超えた交流を通して、「安心できる仲間関係」を広げています。

### 3 市全体としての新たな取組

#### ①共通理解の形成

「学校適応感調査 ASSESS」といったアンケート調査ツールの共有化を図り、その活用例を紹介し合うことで、集団を客観的に捉えて課題を把握し、指導につなげていく試みを始めています。

#### ②市S連（生徒会）での合同取組

市内5校の生徒会代表が「いじめ」についての共通認識を深めるための話し合いを行い、各校に持ち帰ってリーダーとなり、「いじめ問題」の解消に向けた活動を展開します。市全体で“生徒が動く”流れを大切にします。

#### ③市内全中学生に向けた「命の授業」の実施

7月に、自らの経験を基に、自他の命を大切にする生き方を全国の子どもたちや、大人たちに伝えている腰塚勇人氏による講演会を実施しました。全中学校で、事前指導と事後指導を含めた3段階で取り組み、命の大切さを深く考える機会としました。特に「5つの誓い:・口は人を励ますために、・目は良いところを見るために、・耳は最後まで聴くために、・手足は人を助けるために、・心は痛みが分かるために」というメッセージは、生徒にとって大きな学びとなりました。

### 4 まとめ：目指す姿

敦賀市中学校が目指すのは、「いじめ問題を解消できる仲間づくり」です。そのために、「早期発見の仕組み」、「生徒の自治と主体性」、「学校・家庭・地域の連携」、「心の成長を支える授業や体験」の4点を大切にしながら、“気づいて動ける・つながれる・助け合える”学校文化を、市全体で、つくり続けていきます。

#### 【小学校長】

##### 1 市内共通の方針について

年度当初に、児童と保護者に向けて「いじめは絶対に許されないこと」「いじめが起こった際には、被害にあった児童を守り抜くこと」を明確に宣言しています。児童には集会等の場で、保護者には教育懇談会や総会の場、学校便り等を通して周知しています。

年度当初だけでなく、年度途中においても、状況に応じて同様のメッセージを繰り返し伝え、意識の定着と風通しの良い学校づくりを図っています。

毎月のいじめアンケートでは、学年の発達段階に応じて、心の健康状態を

お天気マークで答えられるようにしたり、タブレットを活用して、担任や相談したい相手に気軽に伝えられるようにしたり、児童の心の SOS をすばやく受け止められる環境を整えています。

各校で毎月開催しているいじめ対策委員会では、児童アンケートの結果をもとに、少しでも気になるサインがあれば、速やかに情報共有し、早期にチームで対応できる体制を構築しています。

定期的に児童と担任が面談する機会を設け、児童がいつでも相談できる関係づくりを進めることで、悩みを抱え込まないように支援しています。

いじめを認知した場合は、ケースに応じて速やかに校内で対応サポート班を立ち上げ、被害児童を守るために、外部機関とも連携しながら、あらゆる支援を尽くすように努めています。

## 2 市内各校で取り組んでいる児童主体の実践

敦賀市としての共通方針を土台に、学校の規模や児童の実態、地域性に応じて、各校が実践している人権意識高揚につながる児童主体の活動の取組例を紹介します。

- (1) 児童会や委員会活動の中で、「朝のあいさつ運動」、「人権週間の取組」、「放送による人権意識の啓発」、「人権ポスターの作成・掲示」、「学級で考える『学級人権宣言』の作成や全校発表」等、児童自身が考え、発信する活動を行っています。
- (2) お楽しみ会」「お誕生会」「お祝いパーティ」など、四季折々に子どもたちが主体となって仲間と協力して企画・運営する活動を推進し、自治力や自己肯定感を高めていけるようにしています。
- (3) 6年生が中心となって企画する「縦割り遊び」では、学校全体での異学年交流を深め、上級生が下級生に自然に寄り添い、温かい人間関係が育まれています。
- (4) どの学校でも、学級会や話し合い活動の場を設けており、日常の小さなトラブルに対して、子どもたち自身がどのように解決していくかを考える機会を大切にしています。

## 3 授業を通した人権教育

- (1) 道徳や学活では、いじめ防止や思いやりをテーマにした教材を使って、相手の気持ちを考え、自分の言葉や行動を振り返る学びを進めています。
- (2) 社会や総合的な学習の時間には、平和・福祉・多文化共生などのテーマを取り上げ、他者を尊重する態度を育てています。
- (3) その他の教科においても、教職員が肯定的な言葉かけを大切にし、子どもたち一人一人の存在そのものを認めることで、「自分は大切にされている」と実感できる関わりを心がけています。

(4) ソーシャルスキルトレーニングを取り入れ、よりよい人間関係を築く力や、自分の気持ちと向き合い適切に行動する力を育てる取組を進めている学校もあります。

#### 4 地域との連携

- (1) 警察署と連携しながら、ネットモラルやSNSの使い方を考える学習を進め、現代社会に対応した人権教育を充実させています。
- (2) 人権週間には外部講師を招いた講演会やコンサートを実施する学校もあり、地域と連携して、「自分も人も大切にする心」について全校で考える機会を設けています。
- (3) 警察、人権擁護委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといった専門家と連携しながら、子どもたちを支える体制を整えています。

学校現場では、「いじめが生じにくい風土」と「安心して自分らしく過ごせる学校づくり」をめざして、日々の教育活動に取り組んでいます。

今後も、子どもたちが「自分は大切な存在だ」と実感し、周囲の人も同じように大切な存在として尊重できるように、あらゆる場面で、いじめ防止の意識高揚につながる取組を推進していきます。

#### (4)協議

##### ①「敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会の提言を基にしたいじめ対策」について 【学教課】

令和5年3月、市内中学校で発生した「いじめ重大事態」の対応について、第三者委員会となる「敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会」により、令和6年1月11日に調査報告書が提出されました。敦賀市教育委員会は、調査報告書にある再発防止に係る提言に基づき、令和7年2月14日、「敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会の提言を基にしたいじめ対策」(以下、「いじめ対策」という。)を策定、全小中学校に周知し、各学校のいじめ対策を見直すよう指示したところです。

本日はこの内容について、ご意見をいただきたいと思います。

##### ②「敦賀市いじめ防止基本方針」について 【学教課】

「敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会の提言を基にしたいじめ対策」に基づき、令和7年4月に改定しました。なお、全小中学校も同様に、いじめ対策基本方針を改定し、各校のHPに掲載しています。

本日はこの内容について、ご意見をいただきたいと思います。

### 【中学校長】

市教委が示した「いじめ対策」に基づき、各中学校でいじめの捉え方や対応などに関する理解を深める時間を重視してきました。また、子どもへの啓発にも力を入れており、子どもたち自身により、いじめを生じさせない雰囲気作りや仲間作りを進めていくことのできる取組を進めていきたいと考えています。

### 【小学校長】

教員や子どもだけでなく、保護者のいじめへの意識も高まってきたいると感じています。小学生の発達段階に合わせて、相手を思いやる気持ちを育てることに努めているところです。

### 【会長】

他にご意見がないということですので、教育委員会および学校は、「いじめ対策」の方針に基づき、いじめへの理解を深め、対応力を高めていきたいと思います。

## ③学校と各関係機関および団体との連携の在り方について

### 【会長】

先ほど、各委員からいじめ問題への対応についての報告がありました。それを受け、今後の関係機関や学校との連携の在り方について、ご意見を賜りたいと思います。

### 【学教課】

いじめ問題について、「未然防止」、「初期対応」、「重大化する恐れのある場合」のそれぞれの場面で、どのような連携が図れるか検討いただきたいと思います。

### 【子育て】

要保護児童対策地域協議会の組織体制を基盤として、いじめに限らず、子どもの問題の背景にある家庭問題について、関係機関と連携して対応していきたいと思います。

### 【児相】

「初期対応」の段階から、学校と連携していじめの被害を受けた子どもおよびその保護者の支援を行うことができます。また、「重大化した場合」においては、加害者を一時保護措置し、その子どもが抱える諸問題の解決に向けた支援を行うことができます。

### 【小学校長】

インターネットに関する（SNSを含む）トラブルも多発しており、「親子で参加できるSNS教室」の開催を希望します。

### 【法務局】

「未然防止」のため、引き続き、人権擁護委員による「人権教室」を実施していくきます。また、各学校においては、人権に関する作文の入賞作品集を活用した授業も展開できると思います。

小中学生対象の「子どもの人権 SOS ミニレター」を保護者が書いて投稿することがあります。子どもが抱える諸問題の背景に、家庭が大きく影響していることも少なくないと感じます。より一層、学校と情報共有し連携を図る必要性を感じます。

#### 【警察署】

これまでの取組で紹介した「ひまわり教室」は、SNSに関する内容も含んでおり、オープンスクールなどで親子が参加できる形式での開催も可能だと思われます。

保護者からいじめに関する相談を受けた際、「どの窓口に相談すればよいか分からぬ。」との声を耳にすることがあります。

#### 【学教課】

各関係機関に寄せられるいじめに関する相談は、市教委で一元化し当該校に伝え、関係機関との適切且つ迅速な連携を模索していきたいと考えます。

### (5)その他

#### 【会長】

本日予定の議題は以上となります。皆様から他に議題はござりますか。

(議題なし)

ここで2点、事務局より、追加で協議いただきたい内容があるとのことです。

#### 【事務局】

1点目は、本協議会の組織についてです。条例第4条の規定に基づき、今年度はここにお集まりの皆様が所属する関係機関に依頼し委員を委嘱しました。

来年度以降の委員構成につきまして、ご意見がありましたらお伺いしたいと思います。

2点目は、会長の選出についてです。今年度は、協議会立ち上げということもあり、事務局より学校教育課長を指名し承認いただきましたが、来年度以降の会長につきまして、ご意見がありましたらお聞かせください。

#### 【児相】

構成員について、弁護士に入っていただくのがよいと思われます。

学校や教育委員会がいじめ問題に大変苦慮されているのは、事案の情報を収集するために様々な聴き取りを行い、事実関係を整理したり判断したりする重責を担っているからだと思われます。いじめによる権利侵害はスクールロイヤーが対応し、教育委員会や学校は、安全な学校づくりに専念するのがよいと

考えます。

また、保護者代表として PTA の方にも入っていただくのがよいと思われます。

協議会の会長についてですが、大学教授が会長を担う市町があったかと思いますので参考にしてください。

## 4 閉会

### 【事務局】

本日は、お忙しいところ本協議会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。本日協議していただいた内容につきましては、各学校と共有するとともに、教育委員会としましても、今後のいじめ対策がより効果的になるよう努めてまいりたいと思います。

今後も、引き続きご協力を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

以上で、第1回敦賀市いじめ問題対策連絡協議会を終了します。